



平成 27 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 大 成 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 内 隆 司
コ ー ド 番 号 1 8 0 1
上 場 取 引 所 東 証 ・ 名 証 各 一 部
問 合 せ 先 財 務 部 長 岡 田 正 彦
電 話 番 号 03-3348-1111 (大 代 表)

海外募集による新株式発行のお知らせ

当社は平成 27 年 2 月 27 日開催の取締役会において、海外募集による新株式発行（以下、「本海外募集」といいます。）に関し、下記のとおり決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 本資金調達背景と目的

当社グループは、土木事業、建築事業及び開発事業を主な事業として、さらに各事業に関連する事業を展開しております。景気回復期待からの民需の拡大、震災復興事業や国土強靱化に向けた社会基盤インフラ整備等により、今後の市場環境については堅調に推移することが期待されるなか、安定的かつ持続的な成長をめざし、「建設業の社会的責任の遂行」、「高付加価値化に向けた事業構造の確立」を基本方針として経営課題の達成に向けて取り組んでいます。

かかる経営課題のひとつは「強固な事業基盤の整備」であり、当社は、対処すべき課題として財務体質の強化を掲げ、施策の一環として、いわゆるハイブリッドファイナンスによる資金調達を実施しております。ハイブリッドファイナンスは、負債でありながら、利息の任意・強制繰延、超長期の返済期限、清算手続き及び倒産手続きにおける劣後性など、資本に類似した特徴を有しているため、株式会社格付情報センターより、格付けの目的上、70%の資本性を認められている超長期の負債であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

具体的には、前中期経営計画（2009～2011年度）において、平成21年4月30日に第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）200億円（以下、「劣後転換社債」といいます。）を発行しました。世界的な信用収縮が発生した環境下、劣後転換社債の資本金性は、当社の財務体質の強化に一定の寄与をしたと考えています。さらに当社は、平成25年1月10日に総額200億円の劣後ローンを組成し、代わり金で劣後転換社債を繰上償還することで、ハイブリッドファイナンス間での借換を実施しております。本劣後ローンは、現行の中期経営計画（2012～2014年度）で当社が課題として掲げた強固な事業基盤の整備において一定の寄与を果たしてきたと考えています。

本海外募集による新株式発行に基づく調達資金は、上記劣後ローン返済に充当することを目的に実施するものであります。本資金調達により、事業基盤をより一層強固なものにするとともに、財務の柔軟性を確保することで、次年度以降における幅広い事業機会に対して、より機動的な経営意思決定が可能になると考えています。なお、募集方式に関しては、マーケティング期間が長期化することによる株価変動リスクを低減するため、国内募集に比べてマーケティング期間が短くなる本海外募集を選択致しました。

2. 海外募集による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式31,000,000株（上限）
 - ① 下記(4)に記載の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式27,000,000株
 - ② 下記(4)に記載の引受人に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式4,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成27年2月27日（金）から平成27年3月3日（火）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定します。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とします。
- (4) 募集方法 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）における募集とし、Mizuho International plc（以下「引受人」といいます。）を主幹事会社兼単独ブック

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

ランナーとして、上記(1)①記載の全株式を買取引受けさせます。また、引受人に対して上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

なお、募集価格（発行価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定します。

- (5) 引受人の対価 当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして募集価格と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とします。
- (6) 払込期日 平成27年3月16日（月）
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 募集価格、払込金額並びに増加する資本金及び資本準備金の額その他本海外募集による新株式発行に必要な一切の事項については、管理担当の取締役に一任します。

<ご参考>

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,140,268,860株（平成27年2月27日時点）
新株式発行による増加株式数	31,000,000株（注）
新株式発行後の発行済株式総数	1,171,268,860株（注）

（注）新株式発行による増加株式数は、上記「2. 海外募集による新株式発行」(1)②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の数値です（以下、新株式発行後の発行済株式総数は同様の場合の数値とします。）。

2. 調達資金の使途等

(1) 今回の調達資金の使途

本海外募集に係る差引手取概算額上限20,684,000,000円については、200億円を、平成27年7月を目処に、平成25年1月10日を借入実行日とする劣後ローンの返済資金に、また、残額が生じた場合には、平成27年6月に償還期日が到来する社債の償還資金の一部に充当する予定です（なお、上記劣後ローンは、みずほ銀行を含む複数の金融機関により組成されたものです。したがって、本海外募集に係る手取金

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

は引受人の親法人に対して有する借入金に係る債務の弁済に充てられる予定です。)

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本海外募集に伴う2015年3月期の通期業績予想への影響はないと見込んでおります。本海外募集は、当社の事業基盤の更なる強化及び財務の柔軟性確保に資するものと考えております。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、長期的な安定配当を基本方針として、将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を図りながら、業績の好調な時は特別配当等により株主に利益の還元を行うこととしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、業績及び今後の経営環境等を勘案し、決定してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、財務体質の一層強化等のために活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	1.04円	17.60円	28.17円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	5.00円 (2.50円)	5.00円 (2.50円)	6.00円 (2.50円)
実績連結配当性向	480.8%	28.4%	21.3%
自己資本連結当期純利益率	0.4%	6.3%	8.9%
連結純資産配当率	2.0%	1.8%	1.9%

- (注) 1 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
- 2 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。
- 3 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始値	208円	216円	261円	465円
高値	229円	304円	535円	729円
安値	163円	182円	247円	443円
終値	216円	259円	461円	723円
株価収益率	207.7倍	14.7倍	16.4倍	一倍

- (注) 1 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2 平成27年3月期の株価等については、平成27年2月26日(木)現在で記載しております。
3 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成27年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

本海外募集に関連して、当社は、引受人との間で、本海外募集に関する発行価格等決定日に始まり本海外募集に係る払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、引受人の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券又は当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行その他これに類する一定の行為(ただし、本海外募集、単元未満株主の株式売渡請求権の行使による自己株式の交付、当社の会社組織再編に伴う当社普通株式の交付、株式分割又は株式無償割当てによる当社普通株式の交付等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。